

## イ 公民館調査票等

### (カ) 公民館運営審議会等の構成

#### 【変更の概要】

社会教育法第 29 条の規定に基づいて置かれた公民館運営審議会において、同法第 30 条の規定に基づき、委嘱された公民館運営審議会の委員の数を把握する調査項目において、現行では、「①学校教育関係者」、「②社会教育関係者」、「③家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「④学識経験者」の区分に応じて数を把握しているが、これらの区分に「⑤その他条例で定める者」を追加する。

変 更 案			現 行		
区 分	男(人)	女(人)	区 分	男(人)	女(人)
学校教育関係者			学校教育関係者		
社会教育関係者			社会教育関係者		
家庭教育の向上に 資する活動を行う者			家庭教育の向上に 資する活動を行う者		
学識経験者			学識経験者		
その他条例で定める者					

[新旧対照表：Ⅲ - 3 ページ]

#### 【審査結果】

公民館運営審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものである（社会教育法第 29 条第 2 項）。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、前回調査時点においては、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により「公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する」とされていた。

しかし、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。平成 24 年 4 月 1 日施行）により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで同法で定めていた上述の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準（従前の社会教育法の規定と同様、公民館運営審議会の委員は、①学校教育関係者、②社会教育関係者、③家庭教育の向上に資する活動を行う者及び④学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとするというもの）を参酌して市町村の条例で定めることとされた（注 1 及び注 2）。

こうしたことから、市町村の条例により、従前からの学校教育関係者等以外の者も公民館運営審議会の委員に委嘱することが可能となったことから、その実態を把握するために公民館運営審議会の委員の構成に関する設問の区分を追加することとしている。

これについては、文部科学省令で定める基準を参酌して定められた条例による基準を含め、どのような基準に基づき、公民館運営審議会の委員が委嘱されているのかについての実態を

正確に把握することにより、委員の構成や委嘱内容についての整備・充実といった公民館運営審議会制度の改正の検討や、文部科学省から地方公共団体への適切な指導・助言等<sup>(注3)</sup>の支援に資するデータを把握するものであることから、適当であると考え。

(注1) 社会教育法(抄)

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(注2) 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成23年文部科学省令第42号)(抄)

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第2条 法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(注3) 公民館運営審議会制度の改正の際には、各地方公共団体に対し、文部科学省から通知等により必要な指導・助言が行われている。

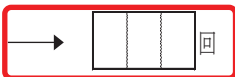
例えば、平成13年度に公民館運営審議会の委員の委嘱基準に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を追加した際の通知では、改正の趣旨に加え、「各教育委員会においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に委嘱し、これらの者の意見を積極的に家庭教育の向上のための諸施策に反映させるよう努めること。そのためにも、社会教育委員の会議等を活性化し、各種審議、提言活動、調査研究等をこれまで以上に積極的に行っていくよう努めること」との指導が行われている。

## イ 公民館調査票等

### (キ) ボランティアに対する研修の有無

#### 【変更の概要】

調査対象施設に登録しているボランティアに対する研修の実施状況を把握する調査項目において、現行では当該研修の有無とともに実施回数を把握することとしているが、「実施回数」に係る把握事項を削除する。

変 更 案	現 行
(2)ボランティアに対する研修の有無 1 有      2 無	(2)ボランティアに対する研修の有無 1 有  2 無 「1」を選択した場合、平成22年度間の実施回数を回答

《同様の変更》	〔新旧対照表：Ⅲ - 3 ページ〕
図書館調査票	〔新旧対照表：Ⅳ - 3 ページ〕
博物館調査票	〔新旧対照表：Ⅴ - 2 ページ〕
青少年教育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅵ - 2 ページ〕
女性教育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅶ - 2 ページ〕
体育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅷ - 2 ページ〕
文化会館調査票	〔新旧対照表：Ⅸ - 2 ページ〕
生涯学習センター調査票	〔新旧対照表：Ⅹ - 2 ページ〕

#### 【審査結果】

ボランティアに対する研修の内容は、各地域、各施設の状況に応じて様々であり、また、当該内容を規定する法令等は存在せず、一律にこれを政策的に指導する必要性は乏しいことから、これまで、本調査においてボランティアに対する研修について内容別の実施回数の把握は行ってきていない。

本件変更は、このような現状を踏まえると、研修の実施回数に係るデータは必ずしも有意な情報ではなく、また、前回調査及び前々回調査の2回の調査結果<sup>(注)</sup>から実施回数については一定の傾向が把握できたことから、削除するものである。

これについては、報告者負担の軽減が図られるものであるが、以下の確認事項のとおり、更なる検討が必要と考える。

#### 〈確認事項〉

研修の実施回数は把握する必要はないが、研修の有無は把握する必要があると判断する理由は何か。研修の有無のみを把握することにより、当該調査結果をどのように活用することができるのか。

(注) ボランティアに対する研修の実施状況

施設種別	年度	施設数	ボランティア登録制度のある施設数	ボランティアに対する研修の実施状況				
				研修を実施している施設数	年度間の研修実施回数			
					1回	2～4回	5～9回	10回以上
公民館	19	15,943	2,661	767	271	329	95	60
	22	14,681	2,376	651	272	257	60	51
公民館類似施設	19	623	92	24	4	13	3	4
	22	718	97	24	14	6	2	2
図書館	19	3,165	2,110	846	292	312	113	106
	22	3,274	2,311	924	327	337	101	137
博物館	19	1,248	462	323	62	96	80	81
	22	1,262	509	343	70	96	72	98
博物館類似施設	19	4,527	769	356	108	119	62	60
	22	4,485	866	402	119	131	70	71
青少年教育施設	19	1,129	334	212	84	73	33	20
	22	1,048	331	196	76	70	18	30
女性教育施設	19	380	123	56	20	23	6	7
	22	375	130	54	19	21	3	10
社会体育施設	19	27,709	670	159	66	66	2	22
	22	27,469	645	168	69	65	11	20
民間体育施設	19	11,149	498	223	62	86	31	37
	22	10,261	506	227	59	97	26	39
文化会館	19	1,893	424	167	75	42	17	24
	22	1,866	431	175	85	48	19	20
生涯学習センター	19	384	134	67	24	25	5	10
	22	409	131	66	26	26	6	8

※1 本調査の結果に基づく。

※2 「施設数」欄には、社会体育施設及び民間体育施設については団体数を計上した。

## イ 公民館調査票等

### (ク) 利用状況

#### 【変更の概要】

調査対象施設がその使用を許可した団体数及び利用者数の延べ数を把握する調査項目において、現行では「団体数(団体)」及び「利用者数(人)」としている区分を、「延べ団体数(団体)」及び「延べ利用者数(人)」にそれぞれ改める。

変 更 案				現 行			
14 利用状況(平成26年度間)				14 利用状況(平成22年度間)			
区 分		延べ団体数(団体)	延べ利用者数(人)	区 分		団体数(団体)	利用者数(人)
団 体 利 用	青少年団体			青少年団体			
	女性団体			女性団体			
	成人団体			成人団体			
	高齢者団体			高齢者団体			
	その他の団体			その他の団体			
個 人 利 用				個 人 利 用			

《同様の変更》生涯学習センター調査票

[新旧対照表：Ⅲ - 4 ページ]

[新旧対照表：Ⅹ - 2 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更は、本調査項目が団体数及び利用者数の延べ数を報告するものであることを明示することにより、報告者の誤解を防止し、より正確な報告を求めるためのものであることから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

#### 〈確認事項〉

団体利用の各区分（青少年団体、女性団体、成人団体、高齢者団体及びその他の団体）の定義は明確か。例えば、「高齢者団体」については、何歳からが高齢者なのか。また、当該団体の構成員のうちどの程度の割合の者が高齢者であれば該当するのか。

## イ 公民館調査票等

### (ケ) 託児サービスを実施した諸集会

#### 【変更の概要】

諸集会<sup>(注1及び注2)</sup>における一時的な託児サービスの実施状況を把握する調査項目において、現行では託児サービスを実施した諸集会の件数を把握しているが、託児サービスを実施した諸集会の有無のみを把握するよう改める。

変更案	現行
(2) 託児サービスを実施した諸集会の有無 1 有 2 無	(2) 託児サービスを実施した諸集会数((1)の再掲) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 件

《同様の変更》女性教育施設調査票

[新旧対照表：Ⅲ - 4 ページ]

[新旧対照表：Ⅶ - 2 ページ]

(注1) 公民館調査票において、「諸集会」とは、「講演会・講習会・実習会」、「体育事業」、「文化事業」及び「家庭教育に関するもの」を合わせたものである。

(注2) 女性教育施設調査票において、「諸集会」とは、「講演会・講習会・実習会等」、「展示会」及び「体育・レクリエーション行事」を合わせたものである。

#### 【審査結果】

本件変更については、託児サービスを実施した諸集会の有無は引き続き把握していく必要があるものの、当該諸集会の件数は時系列的に大きな変化がなく<sup>(注3及び注4)</sup>、一定の傾向が把握できたとの判断により、削除するものである。

これについては、報告者負担の軽減が図られるものであるが、以下の確認事項のとおり、更なる検討が必要と考える。

#### 〈確認事項〉

- ① 託児サービスを実施した諸集会の件数までは把握する必要はないが、当該諸集会の有無は把握する必要があるとする理由は何か。当該諸集会の有無のみの調査結果をどのように活用することができるのか。
- ② 本件変更を行う一方で、「学級・講座」については、引き続き、託児サービスの実施件数を把握することとしているが、両者の間で取扱いが異なる理由は何か。

(注3) 託児サービスを実施した諸集会数の状況（公民館及び公民館類似施設）

施設種別	年度	開館施設数	諸集会実施施設数	託児サービスの実施状況	
				託児サービス実施施設数	託児サービスを実施した諸集会数
公民館	16	16,917	12,090	770	1,903
	19	15,439	11,583	972	3,104
	22	14,170	10,712	809	2,622
公民館類似施設	16	1,024	505	50	120
	19	606	362	37	122
	22	690	419	35	95

※ 本調査の結果に基づく。

(注4) 託児サービスを実施した諸集会数の状況（女性教育施設）

施設種別	年度	開館施設数	事業実施施設数	託児サービスの実施状況	
				託児サービス実施施設数	託児サービスを実施した諸集会数
女性教育施設	16	183	157	—	702
	19	374	334	—	1,871
	22	370	332	—	1,931

※ 本調査の結果に基づく。



## イ 公民館調査票等

### (コ) 情報提供方法

#### 【変更の概要】

調査対象施設における社会教育事業の実施状況等に関し、一般の人々に対して行っている情報提供の方法を把握する調査項目において、現行では「情報システムネットワーク」を選択した場合の補問として「施設独自のホームページ開設の有無」のみを把握しているが、「情報ネットワーク」を選択した場合の補問をより詳細にし、選択肢として「ホームページ」のほか、「メールマガジン」及び「ソーシャルメディア」を追加する。

また、当該調査項目において、「学習相談事業」を選択肢に追加する。

変更案	現行
(4) 情報提供方法(複数回答可) 1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 学習相談事業 7 その他	(5) 情報提供方法(複数回答可) 1 情報システムネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 その他

変更案の補問内容:  
・「1」を選択した場合の情報提供方法  
a ホームページ  
b メールマガジン  
c ソーシャルメディア

現行の補問内容:  
・「1」を選択した場合、施設独自のホームページ開設の有無を回答  
a 有 b 無

〔新旧対照表：Ⅲ - 4 ページ〕

《同様の変更（1）情報ネットワークにより実施している情報提供方法の詳細を把握》

図書館調査票	〔新旧対照表：Ⅳ - 3 ページ〕
博物館調査票	〔新旧対照表：Ⅴ - 3 ページ〕
青少年教育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅵ - 2 ページ〕
女性教育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅶ - 2 ページ〕
体育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅷ - 3 ページ〕
文化会館調査票	〔新旧対照表：Ⅸ - 3 ページ〕
生涯学習センター調査票	〔新旧対照表：Ⅹ - 3 ページ〕

《同様の変更（2）「学習相談事業」の選択肢への追加》

博物館調査票	〔新旧対照表：Ⅴ - 3 ページ〕
女性教育施設調査票	〔新旧対照表：Ⅶ - 2 ページ〕

#### 【審査結果】

##### i) 「情報（システム）ネットワーク」を選択した場合の補問の詳細化

内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」（平成24年7月）の結果によれば、「生涯学習の情報をどこから得たいと思うか」との問いに対し、34.3%の者が「情報端末やインターネット」と回答しており、他方、1年間に生涯学習をしたことがない者が「生涯学習をしていない理由」としては「必要な情報（内容・時間・場所・費用）がなかなか入手できない」ことを9.5%の者が挙げている状況もみられるところである。

このような状況を踏まえ、本調査項目において「情報（システム）ネットワーク」を選



択した場合、その補問において「ホームページ」のみならず「メールマガジン」や「ソーシャルメディア」により情報提供を行っているケースも把握するため選択肢を追加するものである。これにより得られるデータは、社会教育施設の種別や地域別に分析することにより、社会教育施設における情報通信技術を活用した、より積極的な情報発信を促進するための施策<sup>(注)</sup>の検討・立案の上で有用なものであることから、適当であるとする。

(注)「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」(平成20年2月19日中央教育審議会)において、「今後、情報通信技術の発展により、学習機会の提供・支援方策についても、様々な形態が考えられることから、例えば、携帯電話、インターネット配信、地上デジタルテレビ放送等の情報流通・配信手段に対応した社会のニーズが高い優れた教育・学習用コンテンツの視聴・利活用を促進するなど、情報通信技術を活用した具体的方策の充実を図ることが重要である」とされている。

## ii) 選択肢への「学習相談事業」の追加

本件変更は、社会教育施設からの情報提供を、単なる広報としてだけでなく学習機会の提供として積極的に捉える観点から、情報提供方法を把握する調査項目の選択肢に「学習相談事業」を追加するものである。

これについては、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(平成10年9月生涯学習審議会答申)において、「今後の公民館活動は(中略)学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている」とされているなど、学習相談<sup>(注)</sup>が公民館の機能の一つとされていることを踏まえ、学習相談事業による情報提供の実態に関する基礎データを把握し、今後、公民館等における地域の学習ニーズに応じた積極的な情報提供についての中央教育審議会における議論に資するデータを把握するものである。また、女性教育施設における学習相談事業の実施件数に関しては、今後、女性の活躍を推進する観点から、特に結婚・出産、介護等を機に離職した女性を対象に、「学び直し」を支援する事業の実施が検討されているところ、そのような学習機会等に係るニーズを示す指標の一つとして当該検討に活用することが想定されている。これらのことから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

### 〈確認事項〉

- ① 公民館調査票、博物館調査票及び女性教育施設調査票の3票については本件変更を行い、その他の調査票については本件変更を行わないこととしているが、それぞれの変更の要否に係る考え方の違いは何か。
- ② 女性教育施設調査票「13(1)各種事業」において「相談事業」の実施件数や参加者数を把握しているが、ここで言う「相談事業」は、「学習相談事業」とは異なるのか。把握事項の重複や、報告者にとって紛れが生じるおそれはないか。

(注)「学習相談」とは、学習者や学習希望者の学習を支援する情報(例えば、県立図書館の所在地に関する情報、英会話講座に関する情報、学習の仕方や学習評価の方法に関する助言など)の提供、学習計画作成支援、学習成果の活用機会の紹介、学習グループ・団体の運営法のアドバイスを行うことなどであり、電話、電子メール、対面等により行われている。

## イ 公民館調査票等

### (サ) 運営状況に関する評価の実施状況

#### 【変更の概要】

調査対象施設における前年度の運営状況に関する自己評価及び外部評価の実施の有無並びにこれらの評価の結果の公表の有無を把握する調査項目を新設する。

変 更 案	現 行
<b>16 運営状況に関する評価の実施状況(平成26年度間)</b>  (1)平成26年度の運営状況について評価を実施している。  ① 自己評価                    1 有   2 無  ② 外部評価                    1 有   2 無  (2)評価結果を公表している。    1 有   2 無	(新設)

《同様の変更》 図書館調査票	[新旧対照表：Ⅲ - 5 ページ]
博物館調査票	[新旧対照表：Ⅳ - 4 ページ]
青少年教育施設調査票	[新旧対照表：Ⅴ - 3 ページ]
女性教育施設調査票	[新旧対照表：Ⅵ - 2 ページ]
体育施設調査票	[新旧対照表：Ⅶ - 2 ページ]
文化会館調査票	[新旧対照表：Ⅷ - 3 ページ]
生涯学習センター調査票	[新旧対照表：Ⅸ - 3 ページ]
	[新旧対照表：Ⅹ - 4 ページ]

#### 【審査結果】

公民館については、社会教育法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 59 号）により、社会教育法第 32 条の規定により運営状況に関する評価及び同法第 32 条の 2 の規定により当該公民館の運営の状況に関する情報の積極的な提供に努めなければならないこととされた<sup>(注 1)</sup>。また、図書館及び博物館についても、それぞれ図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）及び博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）において同様の改正が行われ<sup>(注 2 及び注 3)</sup>、運営状況に関する評価等に努めることとされた。

本件変更は、これらのことを踏まえ、「自己評価」、「外部評価」の別の運営状況に関する評価の実施の有無及びそれらの評価結果の公表の有無を把握するために調査項目を新設するものである。

これについては、本調査項目により得られるデータが、今後の公民館等の運営能力の向上のより一層の推進に資するものと認められることから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

#### 〈確認事項〉

関係法令上、運営状況に関する評価等の実施について努力義務が課されている公民館、図書館及び博物館以外の施設（青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館及び生涯学習センター）についても、本調査において、運営状況に関する評価等の実施状況を

把握することとする理由は何か。

(注1) 社会教育法（抄）

（運営の状況に関する評価等）

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について 評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(注2) 図書館法（抄）

（運営の状況に関する評価等）

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について 評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(注3) 博物館法（抄）

（運営の状況に関する評価等）

第9条 博物館は、当該博物館の運営の状況について 評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第9条の2 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(注4) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）

第二の一の1（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し 自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び 評価の結果並びに前項の措置の内容 について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

第三の一の1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し 自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の 点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容 について、積極的に公表するよう努めるものとする。

(注5) 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日 文部科学省告示第165号）  
（運営の状況に関する点検及び評価等）

第4条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の 点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容 について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

## イ 公民館調査票等

### (シ) 耐震診断の実施状況

#### 【変更の概要】

調査対象施設における「耐震診断の実施状況」、「地方公共団体による避難所としての指定の有無」等を把握する調査項目を新設する。

変 更 案	現 行
<b>17 耐震診断の実施状況</b> 1 昭和56年の耐震基準の改正前に建築 ( )棟 うち耐震診断を実施している ( )棟 うち① 耐震性ありと診断 ( )棟 うち② 耐震性なしと診断 ( )棟 2 地方公共団体による避難所としての指定 1 有 2 無	(新設)

[新旧対照表：Ⅲ - 5 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更は、東日本大震災の発生を契機に、公民館の避難所としての機能が再認識されてきている一方、公民館の中には昭和56年の耐震基準の改正<sup>(注1)</sup>前に建築され、必ずしも十分な耐震性を有していないものも相当数あるものと考えられることから、建築棟数における耐震診断の実施棟数や、地方公共団体による避難所としての指定<sup>(注2)</sup>の有無を把握するため、調査項目を新設するものである。

これについては、本調査項目により得られるデータが今後の公民館の耐震性の向上のための支援策の検討に資するものであることから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

#### 〈確認事項〉

- ① 耐震診断の実施時期を把握する必要はないか。
- ② 「耐震性なしと診断」された施設について、耐震改修の実施の有無を把握する必要はないか。

(注1) 耐震基準に関しては、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく現行の耐震基準(以下「新耐震基準」という。)は、昭和56年6月から導入されている。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が発生したところ、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築されたものに特に大きな被害がみられた。

このようなことから、文部科学省においては、公立学校施設の耐震診断の実施の支援は、昭和56年以前の耐震基準に基づいて建築された建物を中心に進められている。

(注2) 東日本大震災後、災害対策基本法に基づき、中央防災会議において「防災基本計画」(平成24年9月)が作成され、地方公共団体においては、「地域防災計画」を作成し、避難場所として公

民館などの公共施設を指定し、住民へ周知することとされており、また、国や地方公共団体は、その計画を実施するための財政負担、援助の充実に最大限の努力をするものとされているところである。